

**8月は北方領土返還要求  
運動強調月間です**

北方領土問題が発生して70年以上が経過した現在、北海道では北方領土返還要求に係る道民世論の結集を図り、国の外交交渉を積極的に後押しするため、8月を「北方領土返還要求運動強調月間」と定め、市町村や関係団体との連携の下に、一層強力に北方領土問題の啓発活動を展開しています。

■期間 8月1日(火)～31日(木)

■実施団体

北海道・市町村、独立行政法人北方領土問題対策協会、公益社団法人北方領土復帰期成同盟、公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟等  
※運動内容の詳細は、それぞれのホームページをご覧ください。

☎オホーツク総合振興局

☎0152・41・0601

**個人事業税・第1期の納  
期限は8月31日(木)です**

個人事業税は、道内に事務所や事業所があり、事業を行っている個人にその所得を基礎として課税される道税です。

事業の所得から各種控除額を差し引いたものに、次の税率を掛けて算出します。

■税率

- ・第一種事業(物品販売業、不動産貸付業、飲食店業など)5%
- ・第二種事業(畜産業、水産業など)4%
- ・第三種事業

(医療、理・美容業、クリーニング業など)5%

(あん摩・はり・きゅう業など)3%

■納付方法

道税事務所から送付する納税通知書で、第1期(8月31日期限)と、第2期(11月30日期限)の2回に分けて納めていただきます。それぞれの納期限までに納税してください。

※年税額が1万円以下の場合、第1期に全額を納めていただきます。

※納税通知書は第1期分と第2期分を一緒に送付しますので、第2期分の納税通知書をなくさないようにお気を付けてください。

※道税の納税には、手続が簡単で便利な口座振替も利用できます。

■納税相談窓

オホーツク総合振興局北見道税事務所  
(北見市青葉町6番6号)

【課税に関すること】

課税課事業税間税係

☎0157・25・8681

【納税に関すること】

納税(第一・第二)係

☎0157・25・8686

**「ご寄附ありがとうございました」**

■町へ(かっこ内目的)

・大通北4丁目 佐藤昭様  
亡き母が生前、町にお世話になったお礼として  
10万円(町民センター建設資金)

・美山 石丸政雄様  
亡き父が生前、町にお世話になったお礼として

10万円(社会福祉振興資金)

・栄野 伊藤美千子様  
亡き夫が生前、町にお世話になったお礼として

10万円(社会福祉振興資金)

・寿町 大塚勇様  
亡き父が生前、町にお世話になったお礼として

5万円(社会福祉振興資金)

・愛媛県松山市 阿部健樹様  
2万5142円(森林公園いこいの森災害復旧資金)

・東京都世田谷区 石塚貴行様  
1千円(森林公園いこいの森災害復旧資金)

■ふるさと寄附金

平成29年度累計(6月末現在)

81件 60万円

※うち、いこいの森災害復旧資金分

5件 5万円



有料広告

お電話 1本、24時間、365日お迎えに伺います

**株式会社えんがる葬祭**

☎ 0158-42-9898

遠軽町学田2丁目6-1 FAX 0158-42-9933

**24時間 受付**

式場収容数

- ・大ホール 400名
- ・中ホール 200名
- ・小ホール 100名
- ・法事ホール

※この広告は、広報紙の紙面を有効に活用し、町の財源確保と地域の活性化を図るための遠軽町の取組です。広告主及び広告内容については、町が推奨するということではありません。